

令和元年度 北海道水資源保全審議会

議 事 録

日 時：令和元年(2019年)10月31日(木)
13時28分～14時07分
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3G会議室

○ 次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針(案)について

(2) その他

3 閉 会

○ 出 席 者

(委員)

荒木 健介委員 (藤田・荒木法律事務所弁護士)
伊藤 一三委員 ((公社)北海道宅地建物取引業協会副会長)
柿澤 宏昭委員 (北海道大学大学院農学研究院教授)
片山 健也委員 (ニセコ町長)
福原 朗子委員 (北海道科学大学工学部講師)
富士田裕子委員 (北海道大学北方生物圏フィールド科学センター植物園教授・園長)
松井 廣道委員 (北海道森林組合連合会副会長理事)
丸谷 薫委員 (北海道立総合研究機構環境・地質研究本部企画調整部長)

(道側)

谷内 浩史 (総合政策部政策局計画推進担当局長)
吉野 紀之 (総合政策部政策局土地水対策課長)
戸田 成良 (総合政策部政策局土地水対策課主幹)
武安 郁男 (総合政策部政策局土地水対策課主査)

(オブザーバー)

真野 英世 (環境生活部環境局環境政策課主査)
中村 由起 (環境生活部環境局循環型社会推進課主査)
日下 まゆみ (農政部農業経営局農地調整課主査)
中川 領子 (農政部農村振興局農業施設管理課主査)
中川 みちよ (水産林務部林務局森林計画課主査)
伊ヶ崎佑介 (水産林務部林務局森林計画課主事)
多田 修幸 (水産林務部林務局治山課主査)
村中 利之 (建設部建設政策局維持管理防災課主査)
高橋 圭 (建設部土木局河川砂防課主査)
高木 分明 (企業局発電課主査)
泉野 裕幸 (企業局工業用水道課主査)

1 開 会

□吉野課長

ただ今から、令和元年度北海道水資源保全審議会を開催させていただきます。

本日、進行を努めさせていただきます、総合政策部政策局土地水対策課長の吉野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の谷内から御挨拶申し上げます。

□谷内局長

土地水行政を担当しています計画推進担当局長の谷内でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、本日、ご多忙の中、審議会に御出席いただきまして、先ずもってお礼を申し上げます。

また、水資源保全の取組に向けた施策はもちろんでございますけれども、道行政の推進に関しまして、様々のお立場から御指導、御助言をいただいておりますことを、改めてこの場をお借りしてお礼を申し上げます。

水資源保全への取組につきましては、平成24年に全国に先駆ける形でこの条例を制定いたしまして、それと同時にこの審議会を設置し、委員の皆様方から色々な御意見をいただいておりますけれども、この7年間で、60市町村、177地域の地域指定を行っておりまして、地域指定を踏まえて、様々な取組をそれぞれの市町村で行っていただいております。

本日は、新しく2つの自治体から2つの地域の指定の提案がございました。

その提案を受けて、本日、様々な観点からまた御意見を賜ればと思っております。

私どもとしましては、この条例の趣旨に基づいて、引き続き、水資源の保全に向けた取組を進めて参りますので、委員の皆様からは、今後も忌憚のない御意見をいただき、御指導を賜ればと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

□吉野課長

前回の審議会以降、1名の委員の方に異動がありましたので御紹介いたします。

本年4月1日付で、委員に御就任いただきました福原委員でございます。よろしくお願いいたします。

次に、本日の審議会は、委員総数9名のうち、8名の委員の皆様にご出席いただき、北海道水資源の保全に関する条例第31条第2項の規定にあります、定足数2分の1以上の出席の基準を満たしておりますので、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、この後の議事進行は柿澤会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2 議 事

(1) 水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針の案について

□柿澤会長

私の方で議事を進めさせていただきます。

まず、議事の1番目、水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針（案）につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

□戸田主幹

事務局の土地水対策課の戸田でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料1及び資料2-1、資料2-2、参考により御説明申し上げます。

【資料1】

それでは、まず、資料の1「令和元年度水資源保全地域提案区域一覧」、こちらの方を御覧下さい。

提案の状況でございますけども、今回、「新たな提案区域」といたしまして、檜山振興局管内の今金町の1地区、それとオホーツク総合振興局管内の斜里町の1地区の計2地区が提案されております。両町とも、初めての提案となります。

まず、今金町の提案区域につきましては、提案・所在ともに今金町となっております。水資源保全地域名は「今金町美利河地区水資源保全地域」。取水形態は、河川水となっております。

斜里町の提案区域につきましても、提案・所在ともに斜里町で、水資源保全地域名は「斜里町来運地区水資源保全地域」、こちらの取水形態は湧水となっております。

今回提案の区域が水資源保全地域として指定されますと下の表にございますとおり、累計で指定市町村数が62、地域数が179となります。

資料1の説明は以上であります。

続きまして、個別の提案区域につきまして、今金町、斜里町の順に指定の区域及び地域別指針の案について御説明をいたします。

【資料参考(スクリーン)】

参考資料といたしまして、提案区域概要図を配付させていただいておりますけれども、スクリーンで説明をさせていただきたいと思っております。

スクリーンを御覧いただければと思います。

まず、今金町ですけれども、提案区域につきましては、今金町の北東部に位置しております。

提案地域に含まれておりませんが、右の下の方に黄色く国道230号が走っておりまして、長万部町との境界に近いところに位置しております。

ピリカ湖に注いでおります後志利別川水系のチュウシベツ川の赤い地点、川下の方の赤い地点に取水地点がございます。青い線で囲まれております地域が、取水地点に係る集水区域を示しております。

赤い線で囲まれた地域が今回の提案区域となっております、地番単位で区域設定を行っております。

緑の線で囲まれ地域は国有地ですので、指定区域からは除かれる地域となっております。

区域設定の考え方についてでございますが、今金町の場合は、取水形態が河川水でありますことから「地表水」に分類され、地形図などによりまして、稜線を分水界といたしまして、青い線で囲まれた地域となりますが、集水区域を設定いたしまして、ここから、国有地である緑の線で囲まれた地域を除いた部分を提案区域といたしますけれども、赤い線で囲まれました提案区域につきましては、地番単位で整理し提案区域として設定することとしておりますので、地番が、青い線の内側と少しでも重なる部分がありますと、集水区域であります青い線の外側にはありますが、かなり広い面積で指定をすることとなります。

御覧いただいたように、青の線の外側はかなり広い面積、これは地番が1つで重なっているものですから、この赤の線で囲まれた区域を提案区域として設定する。そういったこととしております。

大変恐縮ですけれども、この図面では、川の上流部分を示しておりません。川の上流部分につきましても、かなり広い範囲で集水区域が設定されておりますが、全て国有林ということで、緑の線と重なるということで提案区域から除かれます。

縮尺等の関係もございまして、この図には示しておりませんので、御了解いただければと思います。

今回提案のありました面積は、約299ヘクタールとなっております。主な地目といたしましては、山林、原野等となっております。

土地所有者は、ここは個人と法人となりますけれども、提案区域の大部分の98%を一つの法人が所有しているといった地域となっております。

【資料2-1】

続きまして、資料2-1を御覧下さい。まず、1の指定の区域につきましては、本日の資料では地番の記載は省略させていただいておりますが、告示の際には地番を表示いたします。

次に、2の地域別指針の(1)指定の区域に関する基本的事項についてですが、まず、対象区域は、後志利別川水系のチュウシベツ川から地表水を取り入れております今金町

東部肥培用水道の取水施設が設置されている地点のまわりと北西部地域を、稜線による分水界によりまして、集水区域としております。

指定する面積は、約299ヘクタール。区域設定の考え方につきましては、先ほど、スクリーンで御説明いたしましたとおりでございます。

対象区域の状況についてでありますけれども、国土利用計画法に基づきまして、農業地域や森林地域に区分されますとともに、森林法に基づき、水源涵養林ですとか山地災害防止林などに指定される森林が所在する、そういった区域となっております。

取水施設におけます給水人口につきましては96人で、1日当たりの給水量は92立方メートルとなっております。

肥培用水施設と記載しておりますが、飲料用水としても利用されております。

(2)の指定の区域において、土地所有者等が配慮すべき事項につきましては、水資源保全地域の名称以外は、条例の第16条の規定に基づきます「北海道水資源保全地域に関する基本指針」を踏まえた記載内容としております。

また、次ページ以降の別表におきましては、基本指針の別表の内容を基本といたしまして、土地利用に関します法令をはじめといたしまして、提案区域内に関係いたします法令に基づき、必要な手続ですとか配慮する事項につきまして、それぞれの該当する要件や必要な手続等、或いは根拠法令等に区分して記載をしております。

これらの内容につきましては、道庁の関係各課におきまして確認を行っております。

【資料参考(スクリーン)】

続きまして、斜里町についてでございますけれども、こちらもスクリーンを御覧いただければと思います。

提案区域につきましては、斜里町市街地の南部に位置しております。こちらの赤い点が取水地点となります。斜里町の場合は地下水ですので、この青い線で囲まれた地域が取水地点から半径1キロメートルの円となります。それからこの赤い線で囲まれた地域が今回の提案区域となりまして、地番単位で区域設定を行っております。緑の部分につきましては、国有地でございますので、指定区域からは除外する地域となっております。

区域設定の考え方についてでございますが、斜里町の場合は、取水形態が湧水となっており、「地下水」に分類されますので、取水地点から半径1キロメートルの青い線の円を基本といたしまして、ここから国有地である緑の線で囲まれた地域を除いた部分が提案区域となりますが、先ほどの今金町の場合と同様に、赤い線で囲まれております提案区域につきましては、地番単位で整理しまして提案区域として設定いたしましたことから、青い線の内側と少しでも地番が重なる部分があると、集水区域である青い線の外側にはありますが、かなり広い面積で指定することとなります。

今回提案のありました面積につきましては、約400ヘクタール。主な地目につきましては、畑、牧場、山林、保安林、原野となっております。

土地所有者は、個人、法人、北海道、斜里町となっておりますけれども、この地域の場合は、50人の個人よりも所有割合が82%となっております。

【資料２－２】

続きまして、資料２－２を御覧いただければと思います。

１の指定の区域につきましては、先ほどと同様に地番の記載は省略させていただいておりますが、告示の際には、地番を表示いたします。

２の地域別指針の(1)指定の区域に関する基本的事項についてでありますけれども、対象区域は斜里町来運地区で、地下水（湧水）を源水として取り入れております。取水施設から一定距離を区域として設定しております。

指定する面積は約４００ヘクタール。区域設定の考え方につきましては、スクリーンで御説明いたしましたとおりとなっております。

対象区域の状況についてであります。国土利用計画法に基づきます農業地域や森林地域に区分されているほか、森林法に基づく水源涵養林や木材等生産林に指定される森林が所在いたしまして、また、農振法に基づく農用地区域が所在する区域となっております。

取水施設におけます給水人口は９，０７７人で、１日当たりの給水量は３，９８３立方メートルとなっております。斜里町の人口が約１１，５００人ですので、８割近い給水人口となっております。

(2)の指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項につきましては、先ほどの今金町と同様の内容となっております。別表につきましても、土地利用に関する法令をはじめ、提案区域内に関係いたします法令に基づき、必要な手続ですとか配慮する事項につきましては、先ほどと同様の内容で記載されております。

また、記載内容につきましては、道の関係各課におきまして、確認を行っているところでございます。事務局からの説明は、以上でございます。

□柿澤会長

御説明、どうもありがとうございました。

それでは、皆様の方から何か御質問等ございましたらお願いいたします。

□片山委員

地域指定の際に国有地を除外していますよね。国有地が、民間に払い下げられた場合は、道路用地などで最近よくあるのですけれども、そういう場合は、どのような手続きになりますか。

□戸田主幹

民間所有の土地になりますので、除外ではなく指定の対象区域に含めると。ですから、区域の変更ということで、この審議会にお諮りし、審議いただくということになります。

□片山委員

状況としては、多分これからそういう事案は増えるような気がするのですよね。

そうすると、明らかに、その将来的なことをいうのですけれども、区域に入っている国有地については、(対象区域から)除外しておかない方が、将来的には、手続きなど色々なことがかなり簡素化されるのかという気もするのですが。

将来の検討課題として御議論いただければありがたいと思います。

□戸田主幹

(道も)片山委員のおっしゃるとおりの問題意識を持っていたものですから、また引き続き検討させていただければと思います。

□柿澤会長

今の件に関しては、以前にもそういった話題が出て、一応、指定をされた範囲には入ってますっていうことは国有林側(森林管理局)にはお伝えしていますよね。

そういうことでよろしいですね。そういった情報があれば、とりあえず、(国有地が)売却されるような場合にはそういう情報が入ってきて、こちらで対応できるということになっていると思いますので、それも踏まえての御意見だと思いますので、その点はまた御検討いただければと思います。

その他いかがでしょうか。皆様から「御意見なし」ということでよろしいでしょうか。

はい。それでは、指定の区域については市町村のから提案どおりが妥当と判断して、指針案についても審議会としては「特に意見なし」といたしますが、それでよろしいでしょうか。

それでは、これを審議会の結論とさせていただきたいと思います。

事務局では、当審議会の意見を踏まえて、今後のことということもあるかと思いますが、けれども、まず、水資源保全地域の指定に向けて作業を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(2) その他

次に、「2 その他」ということで、事務局の方からお願いします。

□戸田主幹

【資料3】

昨年度も当審議会へ御報告させていただいております「事前届出等の状況」につきま

して、直近の状況を御説明申し上げます。資料3を御覧いただければと思います。

まず、1の「事前届出の状況」についてでございますけれども、平成30年度までの7年間における届出件数につきましては、合計で193件となっており、増加傾向にはありますけれども、届出期限である土地取引行為の3か月前までの届出件数は、横ばい状態の55件となっておりまして、届出件数193件の3割弱といった状態になっております。

また、お気づきと思いますが、平成29年度の届出件数は68件のうち44件が、平成30年度におきましては、届出件数45件のうち29件が事後届出件数となっております。平成28年以前と比べ、大きく増加しております。

この点につきましては、昨年度も御報告申し上げたと思っておりますけれども、平成29年度に無届取引の把握ですとか、把握した後の指導について具体的な対応方法を定めました「無届取引等に係る事務処理要領」といったものを作成しまして、この要領に基づきまして作業いたしました結果、過年度の土地取引につきましても、届出のない事案、いわゆる無届が確認をされたところでございます。

下の表の「2届出のない土地取引行為の状況」にございますとおり、平成29年度に無届の件数が70件と非常に大きく増加いたしましたのも、こうした理由からとなっております。

このように把握いたしました無届の事案につきましては、指導を徹底いたしまして、平成29年度と平成30年度の事後届出の件数が増加したものと思っています。

続きまして、上の表に戻りますけれども、ちょっと数字上で見づらいと思っておりますけれども、道内に居住する土地所有者と道外に居住する土地所有者、それぞれの届出件数に対します事後届出の件数の割合につきましては、56%~57%と差が無い状態で、いずれも高い割合となっております。

一方で、下の表の「2届出のない土地取引行為の状況」では、159件の無届のうち、6割超の100件が道外居住者となっております。

平成29年度に行いました「条例に係る施行状況の検討」におきましても、特に、道外に居住する土地所有者に制度の趣旨が十分に浸透していない、また、道内・道外に拘わらず、所有する土地が水資源保全地域に指定されていることが十分に認識されていない、こういった理由から無届や事後届出が生じていることが課題とされまして、土地所有者ですとか関連団体、或いは道民の皆様への理解促進に取り組むことが方向性として示されております。

こうしたことから、昨年度より、水資源保全地域に指定後、相当の期間が経過している地域がありますので、改めてアンケート調査形式で土地所有者への制度の周知を図ってきております。

また、土地取引に関係の深い道内の不動産業関連団体や司法書士会などを通じまして会員の方への周知をしていただいております。

一般の道民の方々に対しましては、道と企業との包括連携協定に基づいた制度の周知ですとか、パネル展を実施しております。

また、当審議会の委員からは、市町村の積極的な関与が重要との御意見をいただいております。

おりまして、市町村の広報誌を通じた周知などを行ってきております。

道外に居住する土地所有者への対応といたしましては、道と同様な水資源保全に関する条例を有しております府県と、それぞれの条例をホームページで紹介し合う相互リンクを行いますとともに、土地取引に関係する全国的な不動産関係団体へ、ホームページや会員向けの会報誌などの活用によります、会員への周知について協力を求めて参りたいと考えております。

条例に沿った形での届出を進めるためには、事前届出制を含みます条例の趣旨等の周知が必要となりますので、効果的な普及啓発の方法を検討し、取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。説明は以上でございます。

□柿澤会長

はい、ありがとうございました。これも以前から、皆様にも御議論いただいているところなんですけども、この仕組みの中で事前届出制が一番重要ってということなのです。

それがなかなか周知されない状況という中で、今、お話があったような形で色々手を打たれているということでした。

これにつきまして、何か皆様の方から御質問、或いは、こんなようなことも考えられるんじゃないかというような御意見がございましたら、御発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

□片山委員

届出の方で、海外に居住している人、買主が外資の方であるというものは、わかりますか。

□戸田主幹

事前届出か事後届出かという区別することはできませんが、トータルで14件です。

□柿澤会長

よろしいですか。その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは引き続き、周知してこの趣旨が徹底されるよう御努力いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

全体を通して、或いは、これに関して何かもし皆様からございましたら、御発言いただければ。特にございませんでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了させていただきます。

どうも、御議論ありがとうございました。事務局の方に進行を返したいと思います。

3 閉 会

□吉野課長

柿沢会長はじめ、委員の皆様ありがとうございました。

本日御審議いただきました2地域の指定のスケジュールについてでございますが、この後、御提案をいただきました市町村との協議を経まして、11月中旬に地域指定の予定告示を行いまして、2週間の縦覧と意見書提出の機会を設けた後、12月中旬くらいに地域指定の告示を行って、年内の施行を目指して参りたいと考えております。このようなスケジュールを進めて参りたいと思っております。

それでは閉会に当たりまして、谷口局長より御挨拶を申し上げます。

□谷内局長

本日はどうもありがとうございました。

ただいま御審議いただきました2件の地域指定につきましては、今、御説明申し上げましたとおり、条例に基づきまして手続きを進めて参りたいと考えております。

また、今日も御意見ありましたけども、水資源保全条例の運用ということにつきましては、やはり土地所有者の方々に、この条例の最も中心となる部分の事前届出制ということについて周知を、やはり、もっとしっかりやっていかなければいけないということで、今、事務局からも御説明申し上げましたけれども、昨年から、条例を制定されてから7年も経っているということで、改めて土地所有者全員にアンケート方式で、お持ちの土地が地域指定されていますということを御案内しております。

また、残念ながら、届出が事後届出であったり、或いは遅延届出であった場合は、新しい所有者の方にはもちろん、この土地が地域指定されている土地ですということがあって、そうした無届が連鎖しないように、そうしたことも取り組んでいるところでございます。

そうした形を市町村の方々とも一緒になって引き続きやっていきたいということと、地域指定の拡大に向けて、やはり様々な機会を通じて市町村の方々にも御案内をしておりますので、そうした取組も併せてやっていきたいと思っております。

また、明日ですが、審議会の現地調査ということをお急遽予定させていただいております。御都合が付いた委員の皆様には、倶知安、京極、ニセコということで、片山委員の御協力もいただいて、ニセコ町にもちょっとお邪魔させていただきまして、実際この審議会で御議論いただいた地域指定の現場を御覧いただくということと、役場の方で色々な取組ですとか課題ですとか、そうしたこともお話を伺わさせていただいて、本審議会の今後の審議にも、何かお役にも立つことができたらと思っております。

そうした取組をしながら、審議会の皆様と一緒に、水資源保全の取組を進めていきたいと思っておりますので、今後どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

□吉野課長

以上をもちまして、北海道水資源保全審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。